

# 目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

## 課題5 就労の場における男女共同参画を推進する

### 現 況

雇用環境については、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などにより、女性が働く上での法制面は整備されています。

しかしながら、「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「職場における男女の平等」（P 7）については、「男女平等」と答え人がおよそ2割に対して、「男性が優遇」あるいは「どちらかという男性が優遇」と答えた人はおよそ6割にのぼっており、このことから、雇用の現場における男女共同参画が進んでいない状況がうかがえます。

少子高齢化、人口減少が進み労働力不足が懸念される中で、経済、社会を活力あるものにしていくためには、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる就業機会や待遇を確保することや、女性の就業率の向上を図っていくことが大変重要な課題となっています。

また、就労を希望する人の仕事と生活の両立を図るための支援や、多様なライフスタイルに応じた就労が可能となるよう、環境を整備していく必要があります。

#### ○男女雇用機会均等法（略称）

[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和47年法律第113号)]

- ・労働者が性別にかかわらず、雇用の分野における均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることなどを目的とした法律

#### ○育児・介護休業法（略称）

[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(平成3年法律第76号)]

- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する制度などを設け、子の養育や家族介護を行う労働者の雇用の継続、再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援するための法律

## 役 割

---

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

### 市 民

男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

### 事業者

男女とも、能力が発揮できるとともに、また仕事とその他の生活を両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

### 市

職場における男女共同参画と、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）について広報・啓発します。

子育て中、あるいは仕事を持った男女が、家事、育児・介護や地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（10） 男女平等の就労環境づくりを促進します。

【 施策の基本的方向 】

働く男女が、性別による固定的な役割や不利益な取扱をうけることなく、それぞれの能力を十分に発揮できる職場環境を構築するために、事業者と労働者に対して、職場における男女共同参画の必要性などについて広報・啓発を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、職場における男女共同参画について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇子育てや介護を行う男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇女性農業者人材バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などを提供します。

[仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）]

- ・一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

施策（11） 働きたい女性の就労を支援します。

**【 施策の基本的方向 】**

国や県などの関係機関と連携し、事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法を周知し、働きやすい職場づくりに向けた広報・啓発を行います。

働く女性が、仕事と家庭との両立が可能となるよう子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、出産や子育てなどで一時的に就労の場を離れた女性の再就職や就業意識、職業能力向上のための研修会情報を提供します。

**【 主な取組 】**

- ◇ファミリーサポートセンターの運営や延長・休日・病児保育など子育て支援を充実します。（参考：P43）
- ◇全小学校区に放課後児童クラブを設置し、保護者が安心して働けるよう子どもの居場所を確保します。
- ◇介護保険サービスの提供により家族介護の負担軽減を図ります。
- ◇女性農業者人材バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などの提供を行います。

施策（12） 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します。

**【 施策の基本的方向 】**

水産業や農業、商工業などの自営業の家庭では、女性は男性と同じような仕事をしながらも男性主体の場合が多く、女性の労働が正當に評価されにくい面があります。

女性が生きがいを持って経営に参画できるよう、正しい理解と評価を促します。

**【 主な取組 】**

◇家庭内での役割と責任を明記する「家族経営協定」について啓発を行い、締結を促進します。

**【 参考 】**

**[ 家族経営協定 ]**

- ・農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、家族で話し合っ  
て収益の分配や労働時間などについて文書で取り決めておくこと

## 課題 6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する

### 現 況

国の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、「我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるように、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。」と謳っています。

しかしながら、「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の認知度については、「聞いたことはあるが内容は知らない」あるいは「知らない」と答えた人の割合は73.6%と、市民への理解が進んでいない状況となっています。

今後、事業者、市民に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の必要性について理解促進を図るとともに、誰もが、希望に応じて、仕事や家庭生活、地域活動、趣味など様々な活動をバランスよく行えるよう環境を整備していく必要があります。

#### [仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章]

- ・平成19年12月に経済界、労働界、閣僚、地方の代表者で構成する「官民トップ会議」において策定された憲章及び行動指針。平成22年6月には施策の進み具合や経済情勢の変化を踏まえて新たな合意が結ばれました。
- ・憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、今なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。

## 役 割

---

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

### 市 民

男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

### 事業者

男女とも、能力が発揮でき、また仕事とその他の生活を両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

### 市

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について広報・啓発を図ります。

仕事と家庭生活などが両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（13） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります。

**【 施策の基本的方向 】**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人の生活の充実や、企業や社会経済の活性化につながるものであり、その必要性について理解の促進を図ります。

**【 主な取組 】**

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が行う「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する研修会の情報提供を行います。

施策（14） 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくり  
を推進します。

**【 施策の基本的方向 】**

ライフスタイルに応じて仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図り、育児や介護を行う労働者が働き続けることができ環境整備を行います。

**【 主な取組 】**

- ◇事業者に対し、関係機関と連携し、就労環境の整備について、周知・啓発を行います。
- ◇育児・介護休業制度の周知用チラシ、パンフレットを市役所窓口や公民館等に配架します。
- ◇仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。（参考：P43、44）